

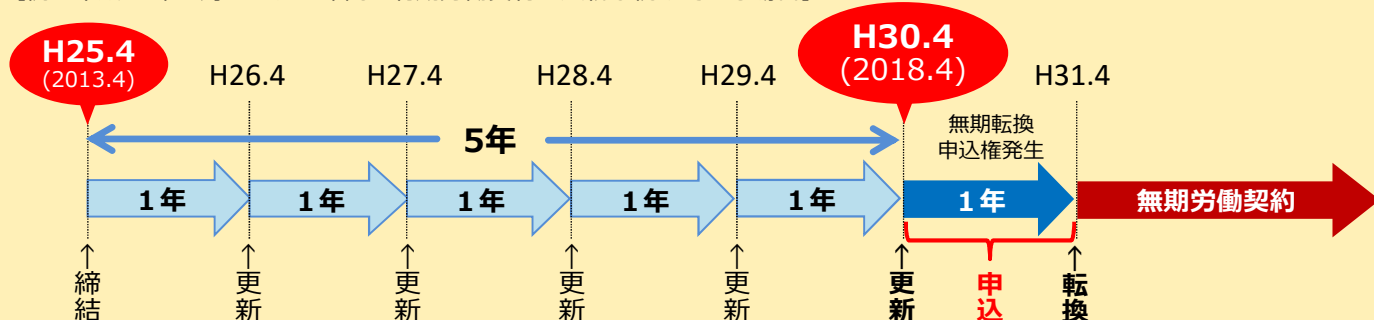
# ご存じですか？「無期転換ルール」

2018年4月から多くの方に無期転換申込権が発生しています。  
まずは、契約期間の確認を！

## 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

## 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権が発生しています。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

### 雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

## 無期転換ルール特別相談窓口

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 078-367-0820

# 「無期転換ルール」に関する参考情報

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

<https://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。  
※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwase.html>

(キャリアアップ助成金お問い合わせ先:兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 078-221-5440)

## 定年後継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主(※)の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、**その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。**

(※) 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続いて雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

(注1) 定年を既に迎えている方を継続雇用している事業主が認定を受けた場合、認定日まで無期転換申込権を行使していない継続雇用労働者も特例の対象になります。

(注2) 定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象になります。(通算契約期間のカウントについては、同一の使用者ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。)

\* 申請書等は兵庫労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/122328/122329.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/122328/122329.html)

を参考にしてください。

ホーム

> 各種法令・制度・手続き

> 無期転換ルールについて

> 定年後継続雇用の高齢者の特例について(第二種計画認定)

厚生労働省 兵庫労働局 HYOGO LABOUR BUREAU

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

トーム > 各種法令・制度・手続き > 無期転換ルールについて > 定年後継続雇用の高齢者の特例について(第二種計画認定)

### 定年後継続雇用の高齢者の特例について(第二種計画認定)

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込み権が発生しますが、「職」認定等を行う有期労働者等に関する特別措置法により、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定(第二種計画認定)を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

第二種計画認定の申請を行う際は、以下の認定申請書にチェックリスト記載の書類等を添付し、正・副都府を本社を管轄する都道府県労働局に提出(郵送も可)してください。(詳しくは、兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課(TEL 078-307-0620)までお問合せください。)

- 認定申請書様式はこちら
- 申請に当たってはこちらのチェックリストをご参考ください!
- 申請に当たっての注意事項はこちら